

重化学工業化と海外資源開発投資

—1951年～1971年—

(上)

藤原貞雄

はじめに

1950年代前半までの経済復興にとっても、さらにその後十数年続く重化学工業化政策にとっても、海外資源の確保は不可欠だった。すべてが足らず、資源の確保にさまざまな努力がむけられた。海外資源への直接投資は、欧米の先例をふり返るまでもなく資源確保の最も重要な手段だったが、思うにまかせなかった。第1に日本の鉱業会社には大規模な海外資源開発を担うだけの資本・技術の蓄積が不足していた。高度成長期に入ってからでも事情は大きくは変わらなかった。第2に欧米企業の石油、銅、鉄鉱石をなど資源支配が強固なために日本の参入は容易ではなかった。第3に資源保有途上国が政治的独立を遂げ、ナショナリズムが高揚したために、国内資源への外国直接投資を容易に許さなくなりつつあった。第4に、アジアでは戦前の日本の侵略への反発が根強く、アジア諸国との外交関係は、50年代末から60年代になってようやく再開できたばかりで、直接投資形態での資源開発は困難だった。第5に政府が国内精製・精錬加工を重点政策としたことも、とりあえずは輸入を優先し直接投資を低調とした原因のひとつだった。

こうした背景から資源開発投資にはいくつもの特徴が見受けられた。第 1 に蓄積基盤がきわめて弱かったために、大規模な長期開発に耐えられなかった。系列ごとや業界で共同開発会社を設立したり、あるいは国家プロジェクトに仕立て上げ、政府から資金や便益を引きだしたのはこのためである。第 2 に直接投資としての経営支配力が弱かった。実質的に融資買鉱・買材にすぎない直接投資がしばしばあったし、生産物分与方式で出資額の回収、利益確保を計らざるを得なかった。欧米資源開発会社への資本参加も利権の部分買い取りにすぎないのが普通だった。第 3 は総合商社の役割がきわめて大きく、商社の介在しない資源開発は皆無といってよいほどだった。第 4 に国内企業間、系列間の激しい競争が海外資源開発競争にも持ち込まれた。第 5 に探鉱採掘部門が弱く、しばしば開発に失敗した。

こうした状況のなかで資源開発の投資機会が追い求め続けられた。投資対象はエビからウランまで実にさまざまで、投資地域はラテンアメリカからアジア、アフリカとおよそ世界中に及んだ。50年代にはおよそ2億3000万ドルほどが生産事業に投資されたが、その4分の3が資源開発に関係していた。60年代（1971年度を含み）の直接投資総額は40億ドルにも増えたが、鉱業の9億ドル、農林水産・パルプ・木材の3億ドルに現地加工輸入の食料や化学、現地精錬輸入の非鉄などを加えるとおそらく4割近くが資源開発投資に向けられていた。

1 石油資源開発 — アラビア石油会社と乱立する石油開発会社

戦後日本の石油産業は、オイル・メジャーをはじめとする米系石油会社の世界的ネットワークに組み込まれて国内市場のみを対象とした石油精製販売業として出発せざるをえなかった。石油産業は日本が重化学工業化の道を歩み始めたとき時、原油生産部門をもたず、精製技術もはるかに後れた脆弱でいびつな産業にすぎなかった。戦前、探鉱部門をもっていた国内最大の石油一貫会社である日本石油は、採掘部門および鉱区を1941年新設

された国策会社帝国石油に譲渡させられ、原油生産部門を失っていた。他の石油会社も戦前から関係の深かった米系石油会社から原油を確保することに力を注ぐほかなかった。1950年前後には、国内石油会社は、海外石油会社の資本を受け入れによって、あるいは資本を受け入れなかった場合も融資や長期輸入契約、タンカー用船契約などで彼らと深く結びつき原油確保を担保していた⁽¹⁾。

政府は石油開発の手を拱いていたわけではなかったが、政府の力もか弱かった。帝国石油は1950年によく純民間会社として国内既存油田を軸に生産販売を始めたところで、石油開発の力はなかった。そこで政府は、国内外で石油開発を担当する会社の設立を石油業界に促し、政府の出資と合わせ帝国石油ほか国内石油精製会社13社からの出資を募り、特殊法人、石油資源開発株式会社（略称、石油資源開発(株)、資本金10億2000万円）を55年12月に設立した。同社は、設立に当たって帝国石油から職員を移籍するとともに国内の未開発鉱業権を譲り受け、国内石油、ガスの開発にあたったが、その本来の使命は海外石油開発にあった。したがって、石油開発に必要な技術と職員をкаろうじて擁していたのは石油資源開発(株)と帝国石油だけで、政府は、両社に海外石油開発を期待せざるを得なかった。

1950年代末にサウジアラビアとインドネシアから石油開発の話が持ち込まれた。両者は珍しい成功例だった。アラビア石油株式会社（略称、アラビア石油）の最初の試掘パイプから噴出した原油が、後に日本企業に海外石油資源開発を駆り立てる拍車となった。アラビア石油の成功がなければ海外石油開発熱はもっと低調なものになっていたにちがいがなかった。同時にアラビア石油の誕生と変遷は石油をめぐる戦後世界の縮図でもあった。最初にアラビア石油会社を取り上げよう。

アラビア石油株式会社

1957年1月サウジアラビアのサウド国王が、着任挨拶に出向いた土田 豊

日本公使に石油利権譲渡の話を持ちかけた。日本に石油開発への道を開き、オイル・メジャーを牽制したい意図があったからである。この情報は、海外石油開発に熱意を燃やしていた山下太郎日本輸出石油会社社長に伝えられ、山下は、さっそく2月から交渉を開始した。日本政府も暗黙裡にこの交渉を支持し、石坂泰三など財界の指導者も山下の支持にまわっていた。同年5月には東京で設立発起人説明会が開かれ、授權資本金100億円、払込資本金25億円のアラビア石油株式会社（仮）を財界あげて設立することを決めた。6月11日定例閣議は中東における「石油利権をわが国に保留するよう措置すると共に政府においてもその開発に所要の援助を行うことを考慮する」旨の諒解事項を決め、アラビア石油会社は政府の全面的支援をえることになった⁽²⁾。

サウジアラビアの石油は米系メジャーに支配されていたが、すでに1950年には利益折半契約が確立しており、サウジアラビアは日本との交渉で一段と産油国に有利な利権契約を実現しようとした。サウジアラビア側が要求した契約条件は、日本側に取ってきびしい条件だったため、国内石油業界ではアラビア石油の採算性に疑問をなげかける者もあった。国内の関係省庁も不満だった⁵⁷¹¹⁰⁷。交渉は日本側には苦渋に満ちたものになった。日本側は要求されたほとんどの条件をのんで、早期に契約にこぎ着けた。最終契約条件の主な点は次のようになっていた。

- * アラビア石油株式会社（以下、会社）の利権期間は日産1500バーレルの連続生産が始まった日から40年間とする。
- * 会社は石油生産、精製、加工、輸送、販売の総合事業を経営する。
- * 会社は協定発行日から毎年150万ドルを支払う。商業生産開始日から毎年250万ドル以上の年次使用料として原油、天然ガス、天然アスファルトの20%を現物または現金で支払う。
- * 会社の支払う使用料、租税が会社の純所得の56%に達しない場合は、56%まで追加課税を課す。会社の原油及び製品の価格はサウジアラビア政府（以下、政府）の同意を得たものでなければならない。

- * 会社の一切の支出は政府と会社の同数の委員による委員会が監督する。
- * 会社は原油生産が一日3万バーレルに達したときには製油所を建設しなければならない。
- * 両国政府は商業生産開始後会社の株式の10%に応募し、取締役会の3分の1を任命する。
- * 会社は生産計画について政府と協議する。
- * 会社は協定に関して外交的手段に訴えてはならない。
- * 協定終了後は一切の会社の財産は政府のものになる、など⁵⁸⁰²¹⁴。

利権供与地域がサウジアラビア、クウェート両国中立地帯沖合いにあったため、サウジアラビアとの交渉成立後(57年12月)、クウェートとも本格交渉を始めた。この交渉では米系のインディペンデント社、シェル社が競争に立ち、クウェートに有利な条件を提起したため、日本側もいっそう譲歩した。58年5月にはクウェートとの交渉が成立し、7月には両国との最終協定が発表された。

産油国に有利な利権契約の実現こそ、サウジアラビアが欧米系石油企業でなく、日本の企業を選んだ真の理由の一つである(サウジアラビアのファイザル皇太子は、日本との契約に基づいて同国と全石油会社との関係が再調整されることを希望すると述べた⁵⁸⁰¹²²。50年代前半に中東諸国がメジャーとの間で実現した利益折半契約をアラビア石油の利権契約は軽く乗り越えていた⁽³⁾。1958年2月にはアラビア石油株式会社が設立登記(払込資本金35億円、株主数63名)され、日本輸出石油株式会社から利権を継承した。現地事業は、現地法人を設立せず、日本法人のアラビア石油会社が直接行うという形態をとった⁽⁴⁾。

アラビア石油の設立が、短期間に進行しえた背景には、欧米の中東支配に反発するサウジアラビア、クウェートの親日的な民族主義の昂揚があったことはいうまでもないが、それと共に山下の活躍とそれを支援した財界の役割も大きい。山下は、戦前満鉄に深く関わり「満鉄太郎」と呼ばれた

冒険的経営者で、当時は油田開発に並々ならぬ情熱を燃やし、この唯一の機会を活かそうとサウジアラビア、クウェートとの交渉に心を砕いた。石坂たちは、「山師」だとして必ずしも政財界の信頼を得ていない山下への支持をまとめあげると共に、自前の原油を喉から手が出るほど欲していた政府の支持を引き出した。

注目すべきは、アラビア石油の出資者は、電力、鉄鋼、総合商社をはじめユーザーに限られ、日本石油を始め国内石油精製販売会社は加わらなかったことである。オイル・メジャーとの関係が出資を不要にも不可能にもしていたからである⁽⁵⁾。

アラビア石油は、59年7月に第1号井の掘削を開始し、幸運にも油田を発見し、60年2月に商業量油井確認を宣言した。翌年度には早くも148万キロリットルの原油を日本に輸入し、以後順調に生産を伸ばし、65年度には1100万キロリットル、頂点の70年度には1939万キロリットルを輸入した。日本の原油輸入に占める比率は61年度には3.8%にすぎなかったが、六五年度には12.6%にもなった。その後は原油輸入が増加したため比率は低下したが70年度でも9.5%を占めていた。同社は開発強化のために61年資本金を100億円から250億円に増資し、64年には1割配当を初めて行った。

アラビア石油は採掘には成功したが、精製販売部門を持たなかったために、原油を他社に売る必要があった。しかし精製販売に特化した国内の石油会社はオイル・メジャーなどと原油の購入契約をしており、経営は当初から販路確保に苦しんだが、その原因はアラビア石油側にもあった。第1に、価格設定権がサウジアラビア側にあり、最高価格設定が義務づけられていたため、アラビア石油の原油＝カフジ原油の価格がオイルメジャーの原油に比べて高かった。その上サウジアラビアは、オイルメジャーに握られていた価格決定権を OPEC (1960年結成) に取り戻すためと、OPEC におけるサウジアラビアの威信を示すためにも値引きを容易に認めようとはしなかったからである。第2に、カフジ原油は硫黄分が2.8%と輸入原油平均の1.9%よりはるかに高かった⁶⁸¹²⁰¹。このため、カフジ原油は精製コスト

が高くついた上に、公害防止対策が強化され始めた60年代後半には需要家からいっそう好まれなくなったからである。

アラビア石油の原油は政府の強力な圧力と国内精製会社の妥協で販路をようやく確保した。業界団体である石油連盟は自給原油確保の必要性を認め、カフジ原油を一括して引き取り、各社のコスト分担の公平化を計るために、各精製会社の前年度原油処理量に比例して配分する方法（プロラタ pro rata 方式）を採用した。それは石油連盟が政府の精製販売分野への介入を防ぐためにとったやむを得ない方法であった。アラビア石油は現地で原油生産を拡大するには国内引き受け量の増大を求めざるを得ず、政府にとっては、海外原油開発を強化するという基本方針を維持するにはアラビア石油を支援することが不可欠であった。アラビア石油とそれを支持する日本政府と石油連盟との原油買取り交渉は毎年難航した。それはある意味で OPEC とオイル・メジャーとの代理交渉でもあった。

1966年1月、アラビア石油はアメリカの独立系石油会社シティーズ・サービス (CS) 社との提携話しに合意したことがあった⁶⁶⁰¹²³。産油量の4分の1を17年半の期間 CS 社に長期供給する代わりに、CS 社はアラビア石油にこれまでの開発資金600億円の4分の1を支払い、かつ今後の開発費の4分の1を負担するといった提携案だった⁶⁶⁰¹²³。石油連盟はカフジ原油の海外販売を迫っていた。連盟傘下の会社が提携先の原油引き取りを減らしてカフジ原油を引き取ることをいやがっていたからである。他方、アラビア石油には、国内精製会社への販売だけでは生産を増やせず、可採油量の半分も採らないうちに利権残存期間が切れてしまう危険があった。CS 社との提携で開発資金が得られれば増産が可能になり、アメリカ政府の保護も期待できるという利点もあった。しかしこの提携交渉には「準国策会社」としてのアラビア石油の性格が変わるとして日本政府が乗り気でなかった上に、アラビア石油の背後にアメリカがつくことを嫌ったサウジアラビア政府の不承認で、1年後の67年5月にはご破算になった。アラビア石油は、その後68年6月にフート油田で低硫黄原油の産出の成功したが、産油量が

カフジの 2 割以下と小さく、カフジ原油を補うほどにはならなかった。

北スマトラ石油開発協力株式会社

インドネシア政府は、独立後オランダの權益を国有化した。北スマトラ油田はシェル石油の權益下にあった油田で、国有石油会社ペルミナ社 (P. N. PERTAMBANGAN MINJAK NASTIONAL) が、国有化したものの自力での復旧開発ができないために、1959年前開銀総裁小林中氏を中心とする財界グループに資金技術援助を求めてきた⁵⁹¹⁰¹⁶。インドネシア政府は当時外国資本との合弁企業を認めていなかったため、ペルミナ社は借款による長期の資本技術援助と増産原油による返済を求めた。シェル石油は同油田の政府没収を不当としてインドネシア政府と争っていたが、小林氏は日本政府にインドネシア政府の要請に応えることを求め、政府は石油資源開発(株)にこれにあたらせることにした。旧帝国石油が陸軍石油部隊の一員として戦時下占領した北スマトラのラントウ油田を開発した経験があったからである⁽⁶⁾。

これに応えるため60年6月に日本に投資会社、北スマトラ石油開発協力株式会社(略称、北スマ石油協力(株))が石油資源開発(株)を中心に海外経済協力基金、電力、鉄鋼、商社、石油精製販売など52社の出資で設立され(資本金20億円)、同社は同年6月から10年間に188億円の資材および技術を提供し、増産分の40%、総量560万キロリットルの原油で返済を受ける生産物分与契約⁽⁷⁾をペルミナ社と交わした⁶⁰⁰⁴⁰⁸。

同社はペルミナ社と協力して、61年に同油田で復旧と開発を開始、62年1月に有望油井を掘り当てた。65年当時には日本から100人近い技術者、職員、医師などが派遣されていた⁽⁸⁾。同年にはインドネシア政府との油田没収補償交渉の進展したシェル石油が北スマ石油協力(株)の石油引き取りに反対しないことを明らかにしたため、国内21社(シェル・グループを含む)が原油引き取りを決めた⁶²⁶⁰⁸。しかしその後の開発は遅れ、61年から65年に

142万キロリットル、66年から70年に290万キロリットルを受け取った⁽⁹⁾。67年には契約期間内の全量受取が不可能な見通しになったため、契約期間を3年7カ月延長し、1974年に北スマ石油協力(株)はその使命を終え解散した。同社も、アラビア石油と並ぶ成功例だが、後者とは異なり、生産物分与形式の投資で、その投資規模ははるかに小さく、輸入石油量も少なかった。

図1 原油輸入量の推移

単位 1,000キロリットル

年 度	全輸入量	アラビア石油	北スマトラ石油開発協力
61	39,163	1,477	68
62	47,261	4,603	339
63	62,399	8,498	445
64	74,160	9,920	401
65	87,626	11,028	262
66	104,199	14,437	350
67	125,137	15,272	643
68	146,848	17,356	622
69	174,563	17,395	642
70	204,872	19,385	729
71	224,379	18,306	710

資料 前出『石油鉱業連盟20年の歩み』付属統計

乱立する海外石油開発会社

60年代後半から70年代初頭にかけて海外石油開発会社が続々と生まれ、その数はおよそ40社以上にも達した⁽¹⁰⁾。

ざっとあげただけでも次のような会社がつくられた。66年9月には経団連指揮のもとで帝国石油をはじめ電力、石油精製、鉄鋼、銀行、商社など100社の出資によってアラスカ石油開発が設立され、67年7月にはインドネシアのカリマンタン海域の生産物分与方式での開発のために八幡製鉄、九州電力、九州石油、日本石油などによって九州石油開発が生まれた。68年1月には丸善石油、大協石油、日本鉱業の民族系石油会社3社がアブダビ石油、9月には三菱グループが中東石油を設立した。69年4月には東電、関電、中部電力などの電力会社と富士石油、関西石油、東邦石油、日商岩井、住友商事などがカタール石油を設立した。70年2月には三井、三菱、住友の各グループと電力、鉄鋼、石油精製会社の主だった会社の総出演でノース・スロープ石油が設立され、3月には海外石油開発、8月には帝国石油によるコンゴ石油、ザイル石油、10月にはコロンビア石油開発、12月には住友石油グループと帝国石油によるサバ海洋石油が設立された。71年5月には5商社、トヨタ自販、出光石油、アラスカ石油、石油開発公団による日本海洋石油設立。7月には石油10社によるオセアニア石油。9月民族系石油3社による東南アジア石油開発、11月には帝人、帝国石油、三井石油開発によってナイジェリア石油などが設立された。

この背景には日本産業の重化学工業化の完成期にさしかかり、石油需要が急速に増加していたことがある。それに海外からの投資の勧誘や利権の国際入札の増加また後述の石油開発公団の創立、石油開発振興税制による刺激もあったが、なによりも重要な点は、わずかな投資で開発に乗り出す特異な開発体制⁽¹¹⁾が開発熱を引き起こしたことである。

石油の探鉱には回収の保証のない膨大な費用が必要だが、そうした費用を負担できる会社は一社もなかった。政府系の石油資源開発(株)も例外ではなかった。そこで海外からの石油利権情報も財界の個人や総合商社、石油資源開発(株)や帝国石油、後には石油開発公団などに投資の斡旋を依頼する形で届くことが多かった。そうした情報を信用した個人、会社、あるいはグループがその利権に基づく開発だけを行う会社の出資者を募って国

内に会社を設立した。その先例がアラビア石油や北スマ協力(株)である。60年代末の当時で一回の探鉱事業には50億円から100億円の費用が必要とされた⁽¹²⁾が、そうした探鉱費用もグループやユーザーで共同負担すれば、財務的にもそれほど困難なことではなかった。こうしていわゆるワンプロジェクト・ワンカンパニー方式が普通になった。それが特異性と呼ばれる中身だった。

こうした石油開発会社の資本金は平均40億円と欧米石油企業とくらべれば桁はずれに小さく⁷¹³²⁷、探鉱技術水準も低かった。探鉱技術をかろうじて蓄積しえていたのは帝国石油と石油資源開発(株)しかなかった。このためこれらの会社は帝国石油や石油資源開発(株)を共同出資者に加え、技術者を確保するか、探鉱や試掘をほとんど外国の専門会社に頼らざるをえなかった。オイル・メジャーでは高度な開発技術者が1社で2～3000人いるのに、日本では全体で400名ほどしかおらず、それが石油開発を遅らせている理由の一つとされていた⁷¹⁵¹³。また、これらの会社が手に入れた開発利権のほとんどは、欧米石油会社が出油可能性が低いために手放した鉱区や共同開発鉱区、可能性のはっきりしない入札鉱区であったりしたため成功率が低かった。その上に資金が少ないために大きなプロジェクトには取り組みず、小さな利権を深追いして試掘するためにかえって傷を深くした。さらにこれらの会社は寄り合い所帯であるため、機敏な決定が難しいことも会社を失敗に追いやる原因になった⁽¹³⁾。

探鉱に失敗すれば解散する以外なかった。たとえばアラスカ石油開発(株)は、100社で資本金40億円で探鉱にとりかかったが、試掘に失敗し、コロンビア石油開発(株)にも出資したがここでも失敗し、1983年に解散している。九州石油開発(株)は、探鉱に70億円をかけたにもかかわらず、31億円かけた試掘すべてに失敗、その後米ユニオン・カーバイト・ペトロリアム社に一部利権を譲り渡して試掘を続けたが、やはり油田を掘り当てることができず⁷⁰⁹²⁰、1976年に解散した。中東石油(株)、カタール石油(株)も試掘に失敗し76年、80年にいずれも解散した。

しかしノース・スロープ石油開発(株)のように、カナダでの開発には失敗したものの、解散せず海外石油開発(株)と名称を変え、つぎつぎと開発に取り組んだ例やアブダビ石油(株)のように成功した例もあった⁽¹⁴⁾。ワンプロジェクト・ワンカンパニー方式を克服して、グループで情報、資金、技術、人材を動員して石油開発を進めるために、複数のプロジェクトを継続的に統括するいわゆる統括石油開発会社が1970年初頭から設立され始めた。69年の三井石油開発の設立がもっとも早く、ついで72年に三菱石油開発、73年に住友石油開発、芙蓉石油開発等が続いたが、それらの活動は次期に属した。

海外石油開発促進策

通産省は、1960年代に入り OPEC が創設され、フランス、イタリア、西ドイツなどの政府が石油開発に積極的に乗り出し始めたなかで、自主開発輸入石油が実質アラビア石油一社によるだけで、あまりにも少ないことに危機感を深めていた。通産省の海外石油開発促進策は、3つに分かれた。一つは石油輸入自由化後は石油業法（1962年7月施行）によって国内精製販売会社に対する規制をむしろ強化したことである。これによってプロラタ方式を実施させカフジ原油の引き取りを強制した。それだけでなく、石油製品需要の増大に伴う各社の精製設備増設認可に際しては外国石油会社からの原油購入義務を引き下げさせ、精製各社を原油開発に誘導した。また、いわゆる民族系石油会社の日本鉱業、東亜石油、アジア石油の販売部門強化のために共同石油(株)を設立させ(65年8月)、通産省の影響力強化を図った。その狙いは外国石油会社の影響力を弱め、開発原油の川下市場を拡大することにあった。

第2は海外石油開発体制それ自体の強化である。石油資源開発(株)は、国策会社とはいえ民間との合弁で規模も小さく、活動に制約があった。オイル・メジャーや OPEC、欧州の政府系石油会社に互して巨額の投資を必

要とし、リスクのつきまとう石油開発を行うにはあまりにも脆弱だった⁽¹⁵⁾。通産省は、ようやく1967年10月に石油開発公団（現石油公団）の創設に成功した。それは、1985年には国内所用原油の30%を海外開発原油でまかなうために、強力な財政措置をバックに開発投融资に乗り出すという通産省の方針が認められたことを意味していた⁽¹⁶⁾。公団は、設立から71年度までの5年間に海外探鉱に316億円の出資と約52億円の融資を行った。同期間の民間企業の探鉱投資額が762億円であるから、約半分をまかかったことになる⁽¹⁷⁾。公団の探鉱融資の特徴は、探鉱に失敗すれば返済の義務が免除される点にあったが、民間企業は公団の出資を望んだ⁽¹⁸⁾。公団は利権情報の入手、利権の買取り、債務保証、開発技術の強化などを通じても開発体制の強化に役立った。

三つめは振興税制である。すでに海外投資損失準備金制度が施行されていたが、本制度の対象地域は発展途上国に限られていたので、68年度にはアラスカ、カナダなどが石油資源開発地域として対象に加えられ、70年度には石油開発投資準備金制度として独立した。これは日本企業が石油開発事業を行っている企業の株式を新たに取得した場合、取得価額の二分の一以下の金額を準備金として積み立て、5年据え置き5年均等取り崩しを認めた制度である。翌71年度には同制度は資源開発投資損失準備金制度に発展し、石油を含め資源開発全体を対象とすることになり、また出資だけでなく融資をも損失準備金とすることを認め、準備積立率を大幅に引き上げた⁽¹⁹⁾。こうした税制は石油開発熱を高める役割を果たした。

にもかかわらず、以上のような政策は重化学工業化をめざしたこの期には大きな役割を果たすことができなかった。皮肉にも海外石油開発が軌道に乗り始めたとき、日本は重化学工業化という路線の転換を迫られることになった。

脚 注

本誌の熱心な読者とまた本誌編集者に対して、一言お詫びをしておかねばなら

ない。筆者は、本稿のテーマに関して、「日本資本主義の構造と海外直接投資」I, IIをそれぞれ第35巻5・6号(1986年5月)、第36巻5・6号(1987年5月)に掲載し、その続きを執筆する予定でいたが、それを中止することについてである。I, IIで採った分析視角は、その後いっそう検討して「日本海外直接投資分析の課題と方法」としてを第38巻3・4号(1989年7月)に発表した。用いる資料の点について不十分さを感じていた。それ以前にも集計的資料を軸に分析したことがあるが(『日米貿易と対米直接投資』山口経済研究叢書第20集, 1981年, 『東アジアと日本の直接投資』東亜経済研究叢書第7集, 1982年), そうした資料では十分な分析はできないことは明らかだった。またI, IIにとりかかった頃には、かなりの数の関連論文や資料を収集できていたが、それでもなお、隔靴搔痒の感に悩まされていた。

そこでまず日本経済新聞の縮刷版が刊行され始めた1952年から1971年までの関連記事をパソコンでデータ化する作業を始めた。1992年春にはおよそ2000件を超える記事を1475件のデータに編集し、企業別、業種別、その他どのような形でもいつでも引き出せるようになった。そしてこのデータを追い始めるとI, IIをもっと深部でとらえることに気がついたのである。そこで改めて、同じ課題に再度挑戦することにした。前稿を放り出したかたちになるのは、まことに無責任で申し訳ないかぎりであり、寛恕をねがうのみである。なお文中の半角数字は日本経済新聞の掲載年月日である。

- (1) 1949年7月、GHQ(連合軍総司令部)が太平洋岸精油所再開を許可するとただちに、日本石油、興亜石油がカルテックスと、三菱石油がタイドウォーターと、東亜燃料工業がスタンバックと、昭和石油がシェルと、丸善石油がユニオンと提携した。資本参加の形を取らなかったのは日本石油と丸善石油だけで、他は資本提携した。1953年6月までに日本に対して行われた経営参加的外資総投資額の53%、貸付総額の55%が石油産業に対するものであった。日本石油株式会社『日本石油百年史』同社, 1988年, 491頁。
- (2) アラビア石油株式会社『アラビア石油(創立10周年記念誌)』同社, 1968年, §2 利権交渉と会社の設立, による。このあたりについては、杉森久英『アラビア太郎』文藝春秋, 1970年も詳しい。
- (3) 浜渦哲雄『増補 国際石油産業 中東石油の市場と価格』日本経済評論社, 1993年, 78頁。
- (4) アラビア石油の直接投資形態は、現地企業の株式取得でも債権取得でもなく、利権をもつ日本法人が直接に現地で行う事業である。オイル・メジャーにかぎらず、利権契約に基づく石油開発は、こうした海外の母国法人による直接事業によって行われることが多かった。サウジアラビアもクウェートも利権契約の内容を両国に有利にすることに熱心であっても、現地法人の設立にこだわらなかったのはこうした歴史的背景があるからである。それはアラビア石油側にも好都合だった。当時、外貨準備が不足し為替割当が厳しかったために、将来、開発原油を無為替で輸入するためには日本法人の海外事業という形式をとることが必要と考えていたからである。しかし実際には、当

時の日本の石油行政は原油輸入外貨割当制度にあったので、アラビア石油の原油だけ無為替輸入できることになれば、行政秩序維持ができなくなる上に、欧米側から内国民待遇をうたった通商条約上問題ありという指摘もあったため、アラビア石油はやむを得ず無為替輸入の主張を取り下げた。前出『アラビア石油(創立10周年記念誌)』72頁。したがって、結果的には直接事業形態にこだわる理由もなくなったのである。初期の海外直接投資統計にある「直接事業」はアラビア石油の投資額をさすと考えてよい。

- (5) 「自己の必要とする原料たる原油の確保に本来最も関心を持つべき精製業が、このようにわが国による石油開発に熱意を示さなかったことは、国際石油資本との提携を進めつつあったわが国精製業としては、ある意味では当然のことであったといえよう。中東およびアフリカ等でつぎつぎと大油田が発見され、原油価格もしだいに安くなっていくという見通しが一般的であった当時としては、国際石油資本との契約による原油供給に頼っておれば十分であり、リスクの大きな石油開発に挑戦することは無用であるのみならず、あまりに冒険的であると考えられるのも私企業の立場からは、無理からぬことであった。」石油鉱業連盟『石油鉱業連盟20年の歩み』, 1982年, 15頁)
- (6) 帝国石油株式会社『帝国石油50年史 経営編』同社, 1992年, 31頁。
- (7) 生産分与方式は、資源を所有する発展途上国が外国会社に資源の開発生産を依存しながらかつ外国会社の排除を実現した、戦後の資源開発に特有な外国投資形態である。ここでは外国会社の開発生産に関する支配と参画は、その所有によってではなく、川下市場の支配力や資本、技術の圧倒的な優位性によってかろうじて支えられている不安定なものである。所有の存否を判断基準とすれば、生産分与方式を直接投資の範疇に含めずサービス契約と認定するのが妥当である。しかし、経営への関与の実態からすれば、前者に含めてよいものもある(実質支配原則)。本書では北スマ石油(株)を直接投資に含めて取り上げている。
- (8) 北スマ石油協力は、帝国石油、石油資源(株)から職員を外向させ派遣した。しかし彼らには油田の復旧開発に関して経営上の決定権がないために、ペルミナ社の職員の協力が得られず、油田の復旧開発に支障を生じたとされている。日本経済調査協議会『東南アジアの日本系企業 附属資料 実態調査』同会, 1967年, 357-367頁。
- (9) 石油公団『石油公団20年史』1987年, 8頁
- (10) 石油鉱業連盟『石油鉱業連盟20年の歩み』, 1982年, 162頁←←日本石油株式会社・日本石油精製株式会社『日本石油百年史』1988年, 652頁
- (11) 石油鉱業連盟『石油鉱業連盟20年の歩み』, 1982年, 161-68頁ほか
- (12) 前出『20年の歩み』79頁
- (13) 前出『石油鉱業連盟20年の歩み』, 164頁
- (14) この期に日本に開発原油を輸入できたのはアラビア石油、北スマ石油(株)を別にすれば、伊藤忠商事が中心となって1970年3月設立した(株)ジャパン・ローサルファー・オイルしかなかった。同社の実績は71年の45万キロリットルにすぎなかった。伊藤忠商事は、同年1月インドネシアですでに採油し

ている米系石油開発会社 IIAPCO の株式 7% を 2100 万ドルで買い取り、同社がプルタミナ (インドネシア石油公社) との間でもつ生産物分与権の一部を得た。ジャパン・ローサルファー・オイルは、IIAPCO への投資会社である⁷⁰⁰¹²³。

- (15) 石油資源開発(株)は、北スマ協力(株)以外に活動領域を広げていた。インドネシアでは探鉱を東カリマンタン海域、北スマトラ海域に広げ、北スマ協力(株)、帝国石油とともに1966年2月北スマトラ海洋石油資源開発(株) (67年9月インドネシア石油(株)に名称変更)を設立していた。また66年8月には初めての海外法人 JAPEX (Canada)、10月 JAPEX (Australia)を設立して、探鉱にとりかかっていた。しかし、そこではまだ一滴の原油も商業生産できるめどはなかった。
- (16) 通産大臣諮問機関、総合エネルギー調査会の1967年答申。この数値はかなり以前からあったものだが、最終答申で確認された。
- (17) 前出『石油公団20年史』付属資料による
- (18) 公団の初期の融資のシステムは、1970年に設立された西独の石油供給公社 (DEMINEX) と比較すれば明らかなように、融資比率、金利、返済の条件と免除規定いずれをとっても弱体だったにもかかわらず、開発技術・資金の脆弱な民間企業は一蓮托生の公団の出資を選んだ。前出『石油鉱業連盟20年の歩み』101頁。
- (19) こうした租税特別措置によって生じた70、71年度の税収減少見込額は137億円に達した。前出『石油鉱業連盟20年の歩み』83頁。